

指定介護老人福祉施設あさぎりの郷「介護予防短期入所生活介護」運営規程

〈目的〉

第1条 この規程は、社会福祉法人ジェイエー長野会が開設する指定介護老人福祉施設あさぎりの郷が実施する指定介護予防短期入所介護事業(以下「事業」という)の適切な運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営をはかることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう介護予防短期入所生活介護サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の支援、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行うことにより、利用者の心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の声を傾聴し、利用者の立場に立った介護予防短期入所生活介護サービスの提供に努める。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健医療サービス又は福祉サービスとの密接な連携を図り、サービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホームあさぎりの郷
- (2) 所在地 長野県下伊那郡高森町吉田481番地1

(従業者等の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所に置く従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 1名 (特別養護老人ホームあさぎりの郷施設長と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、必要な指揮命令を行う。

2 医師 1名 (特別養護老人ホームあさぎりの郷と兼務 非常勤)

下伊那厚生病院を協力病院として、週一回の回診を行う。医師は利用者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。

3 生活相談員 1名 (特別養護老人ホームあさぎりの郷と兼務 常勤)

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業所等の機関との連携において必要な役割を果たす。

4 介護職員又は看護職員 27名以上(介護職員は常勤23名以上、看護職員は常勤4名以上 特別養護老人ホームあさぎりの郷と兼務)

看護職員は、健康チェック等を行うことにより、利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

介護職員は、その利用者の心身の状態等を的確に把握し、利用者に対し適正な介護を行う。

5 管理栄養士 1名 (特別養護老人ホームあさぎりの郷と兼務 常勤)

- 6 機能訓練指導員 1名(特別養護老人ホームあさぎりの郷と兼務 常勤)
利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練を行う。
- 7 介護支援専門員 1名以上(特別養護老人ホームあさぎりの郷と兼務 常勤)
- 8 調理員その他の従業者 実状に応じた適当数(常勤)
- 9 事務職員 2名(特別養護老人ホームあさぎりの郷と兼務 常勤)
介護予防短期入所生活介護サービスの提供に必要な事務処理を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の定員は16名とする。

(介護予防短期入所生活介護サービスの内容)

第6条 介護予防短期入所生活介護サービスの内容は次のとおりとする。

- 1 利用者の自立の支援と日常生活上の支援
 - ア 入浴の支援 入浴又は清拭の支援
 - イ 排泄の支援 排泄の自立にむけて必要な支援
 - ウ 日常生活上の支援 離床、着替え、整容その他日常生活上の支援
- 2 食事の提供
栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮かつ、利用者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行う。
朝食 午前7時30分 昼食 正午 夕食 午後6時
- 3 機能訓練
利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。
- 4 健康管理
医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
- 5 相談及び援助
利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、利用者又はその家族の相談に適切に応じるとともに、必要な助言、援助を行う。
- 6 その他のサービスの提供
利用者のための教養娯楽設備を備えるほか、レクリエーション行事を適宜に行う。

(利用料等)

第7条 介護予防短期入所生活介護を提供した場合の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- 2 前項のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を受けることとする。
 - (1)滞在費 1,231円/日
 - (2)食費 朝食 448円
昼食 688円
夕食 464円

- (3) 特別な食事 実費
 - (4) クラブ活動、レクリエーション、行事参加費など 実費
 - (5) 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く） 実費
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 3 前2項の費用の支払を含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。
- 4 利用料の支払は、利用終了月の翌月10日までに請求書を発行するものとし、原則として口座引き落としにより指定期日までに支払いを受けるものとする。

（通常の送迎の実施区域）

第8条 通常の送迎の実施区域は、高森町、豊丘村の地区とする。

（記録の整備）

第9条 事業所は次の各項に掲げる記録を整備するものとする。

- 2 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録
- 3 介護予防短期入所生活介護に関する記録
 - (1) 介護予防短期入所生活介護計画書
 - (2) 提供した個々の介護予防短期入所生活介護に係る記録
 - (3) 緊急やむをえない場合に行った身体的拘束等に関する記録
- 4 利用者が次の各号のいずれかに該当した場合の市町村への通知
 - (1) 正当な理由なしに介護予防短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（秘密保持等）

第10条 当事業所とその職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらしてはならない。

- 2 職員であった者が、職員でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。
- 3 地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所等に対して、利用者及び家族の個人情報を用いる場合は利用者及び家族の同意を、予め文書により得ておかなければならない。

（苦情処理）

第11条 自ら提供した施設サービスに係る利用者からの苦情には、苦情受付に係る窓口を設け、迅速かつ適切に対応するものとする。

- 2 提供した施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出者若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 3 提供した施設サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(緊急時の対応)

第12条 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に際しては、消防法施行規則第3条に基づく計画を策定するとともに、避難、救出訓練の実施等万全の対応を期する。

(その他)

第14条 事業所は、従業者の資質の向上のために、介護予防短期入所生活介護に関する適切な研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1)採用時研修 採用6ヶ月以内
- (2)継続研修 年1回

- 2 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(拘束及び抑制)

第15条 入居者の危険行為又は介護拒否等により、入居者及び関係者が危険な場合において、拘束及び抑制対象入居者の家族及び代理人、身元引受人のいずれかと協議した上、拘束及び抑制について同意がなされた場合、拘束及び抑制の理由・期間・手段について書面にて明示し、署名捺印の上同意書を取り交わすものとする。

- 2 拘束及び抑制対象入居者の家族及び代理人、身元引受人と連絡がとれなかった場合、施設長の判断に基づき、それを実施し、拘束及び抑制の理由・期間・手段・経過を書面にて家族及び代理人、身元引受人のいずれかに報告し、事後同意を得るものとする。但し、同意が得られなかった場合については、拘束及び抑制を中止する。

(規定の改廃)

第16条 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は統括本部長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 2 この規定の改廃は、統括本部長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は、平成 20 年 2 月 1 日より一部改正し実施する。

この規定は、平成 22 年 3 月 1 日より一部改正し実施する。

この規程は、平成 24 年 9 月 1 日より一部改正し実施する。

この規程は、令和1年10月1日より一部改正し実施する。

この規定は、令和5年4月1日より一部改正し実施する。

この規定は、令和6年8月1日より一部改正し実施する。